

千葉県人事委員会事務局職員倫理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県職員倫理条例（平成三十年千葉県条例第五十九号。第三条第三号を除き、以下「条例」という。）第五条第三項の規定により職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者が定める管理職員等)

第二条 条例第二条第二項第五号の任命権者が定める職員は、班長の職にある職員その他人事委員会が別に定める職員とする。

(倫理行動規準)

第三条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる条例第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(補則)

第四条 前二条に規定するもののほか、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項その他条例の施行に関し必要な事項については、千葉県職員倫理規則（平成三十一年千葉県規則第十号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。